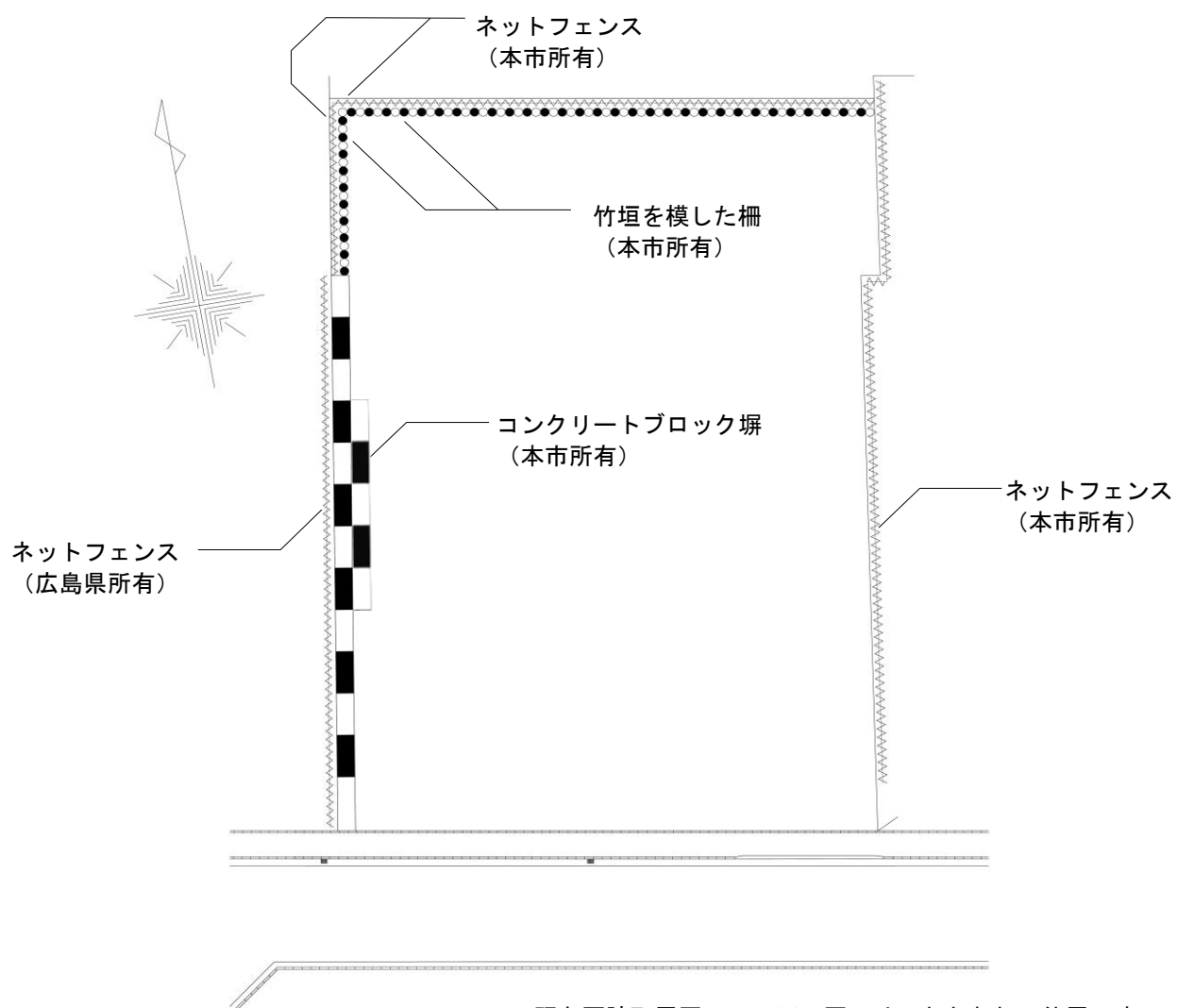


質疑・回答書

浅野文庫等施設（仮称）新築工事に伴う基本・実施設計業務に係る簡易公募型プロポーザル

現地を見学したことに伴う質疑及びその回答		
番号	質疑事項	回答
1	北側の敷地設定は、どの位置にて検討されているかお示してください。	既存囲障の位置にて検討しています。
2	西側、北側及び東側の隣地境界線沿いのフェンスの所有者をお示してください。	別紙「既存囲障配置図」のとおりです。
3	上記フェンスの撤去及び新設の可否についてお示してください。	本市所有のフェンスについては撤去し、囲障の新設を見込んでいます。
4	本敷地内に倉庫と見受けられる既存建築物が2棟ありますが、解体工事で解体するものと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	解体工事の範囲については、本施設的设计案決定後に確定するものと考えてよいでしょうか。例えば、既存樹木の伐採、残置範囲等の設定は、設計内容に合わせて、解体工事にて行われると考えてよいでしょうか。	本敷地内の既存建築物については、全て解体を行う予定としていますが、その他、既存樹木の伐採等を含む解体工事の範囲については、本業務における計画に応じて、検討します。 なお、別紙1「浅野文庫等施設（仮称）整備に係る基本方針及び設計条件等」P. 3のⅢ4(2)オに記載のあるとおり、本敷地と縮景園との相互の視線を遮蔽する役割を果たしている本敷地内又は縮景園内の既存樹木については、本業務において、縮景園との相互の眺望景観を十分に検討し、関係機関及び本市との協議を経て、存置、剪定又は伐採の選択をすることとしています。
6	敷地内の既存樹木等で、保存が必要なものはないと考えてよいでしょうか。	縮景園の土地所有者は、広島県及び国です。 なお、本敷地が接する部分は広島県の所有です。
7	縮景園の土地所有者は広島県との認識で相違ないでしょうか。	縮景園については広島県が所管しており、本敷地と縮景園との直接の出入口の設置の可否については、現時点では未定で、今後、関係機関との調整を行います。したがって、当該出入口の設置の有無のどちらにも対応できる提案としてください。 当該出入口の設置の可否に関わらず、別紙1「浅野文庫等施設（仮称）整備に係る基本方針及び設計条件等」P. 3のⅢ4(2)アに記載のあるとおり、敷地内歩行空間を設けてください。
8	本敷地内に縮景園への直接の出入口を設ける提案は可能でしょうか。管理区分の関係等において現時点で不可能であればその旨お示してください。	別紙1「浅野文庫等施設（仮称）整備に係る基本方針及び設計条件等」P. 3のⅢ4(2)イに記載のあるとおり、北側、西側及び東側の隣地境界には、囲障を新設することとしています。 また、同アに記載のあるとおり、敷地内歩行空間を設けることとしているため、縮景園との隣地境界に沿って建築物を配置し、塀の役割を持たせるような計画は、想定していません。
9	本敷地と隣地の縮景園との直接の出入りは可能でしょうか（広島県立美術館と同様に、無料ゾーンから縮景園に出入りできるようにすることが可能かどうか）。	別紙1「浅野文庫等施設（仮称）整備に係る基本方針及び設計条件等」P. 3のⅢ4(2)イに記載のあるとおり、北側、西側及び東側の隣地境界には、囲障を新設することとしています。 また、同アに記載のあるとおり、敷地内歩行空間を設けることとしているため、縮景園との隣地境界に沿って建築物を配置し、塀の役割を持たせるような計画は、想定していません。
10	縮景園との敷地境界に面しての物理的な障壁は必要でしょうか。 例えば、敷地境界に塀を設けるのではなく、建築物に塀の役割を持たせることによって、縮景園に外部からの侵入を妨げることができれば問題ないでしょうか（現状の広島県立美術館と縮景園のように、塀はないが侵入を妨げることができている状態）。	別紙1「浅野文庫等施設（仮称）整備に係る基本方針及び設計条件等」P. 3のⅢ4(2)イに記載のあるとおり、北側、西側及び東側の隣地境界には、囲障を新設することとしています。 また、同アに記載のあるとおり、敷地内歩行空間を設けることとしているため、縮景園との隣地境界に沿って建築物を配置し、塀の役割を持たせるような計画は、想定していません。



既存囲障配置図

※ 図示は、おおむねの位置です。